

労働基準関係法令違反に係る公表事案

長野労働局

最終更新日：令和5年11月末日

| 企業・事業場名称      | 所在地        | 公表日        | 違反法条                            | 事案概要  | その他参考事項      |
|---------------|------------|------------|---------------------------------|---|--------------|
| 白馬陸運（株）       | 長野県北安曇郡白馬村 | R5. 3. 24  | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の3  | 貨物自動車を用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの                      | R5. 3. 24送検  |
| 藤井興業（株）       | 長野県飯田市     | R5. 4. 25  | 労働安全衛生法第14条<br>労働安全衛生規則第517条の18 | コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視させていなかったもの        | R5. 4. 25送検  |
| （有）金中産業       | 長野県南佐久郡川上村 | R5. 5. 11  | 最低賃金法第4条                        | 労働者4名に、3か月間の定期賃金合計約210万円を支払わなかったもの                        | R5. 5. 11送検  |
| 成豊建設（株）       | 長野県飯田市     | R5. 7. 14  | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条    | 4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの             | R5. 7. 13送検  |
| （有）平野ワンデイショップ | 長野県佐久市     | R5. 8. 8   | 最低賃金法第4条                        | 労働者12名に対し、2か月間の賃金合計約233万円を支払わなかったもの                       | R5. 8. 8送検   |
| 雅エンタープライズ     | 長野県松本市     | R5. 8. 23  | 労働基準法第108条                      | 労働者2名に係る賃金台帳（それぞれ9か月分及び4か月分）を調製しなかったもの                    | R5. 8. 23送検  |
| 信州うえだ農業協同組合本所 | 長野県上田市     | R5. 9. 19  | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条    | 労働者が就業中に事業場内で負傷し、4日以上休業を要したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの     | R5. 9. 19送検  |
| （株）カネキ産業      | 長野県塩尻市     | R5. 10. 16 | 労働安全衛生法第59条<br>労働安全衛生規則第36条     | チェーンソーを用いて行う立木の伐木業務を行わせるにあたり、当該業務に関する特別教育を行っていなかったもの      | R5. 10. 16送検 |
| （株）金城産業       | 愛知県名古屋市    | R5. 10. 17 | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第537条    | 物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある作業を行わせる際に、物体の落下防止措置を講じなかったもの | R5. 10. 17送検 |

| 企業・事業場名称  | 所在地        | 公表日        | 違反法条                           | 事案概要  | その他参考事項      |
|-----------|------------|------------|--------------------------------|---|--------------|
| 幸せな会社づくり  | 長野県上伊那郡箕輪町 | R5. 10. 19 | 労働基準法第15条                      | 労働者1名に対し、労働条件について書面を交付する等により明示しなかったもの                     | R5. 10. 19送検 |
| (有) 山口商店  | 新潟県新潟市     | R5. 10. 23 | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第519条   | 高さ2メートル以上の貨物自動車のキャビン上で要求性能墜落制止用器具を使用させることなく、労働者に作業を行わせたもの | R5. 10. 23送検 |
| (株) きんでん  | 大阪府大阪市     | R5. 10. 25 | 労働安全衛生法第30条<br>労働安全衛生規則第637条   | 工事現場において、毎作業日に少なくとも1回、作業場所の巡視を行わなかったもの                    | R5. 10. 25送検 |
| 生田建設(株)   | 神奈川県川崎市    | R5. 11. 21 | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第155条   | 車両系建設機械(解体用)を用いて作業を行う際、あらかじめ各作業計画を定めていなかったもの              | R5. 11. 21送検 |
| 三井住友建設(株) | 東京都中央区     | R5. 11. 21 | 労働安全衛生法第30条<br>労働安全衛生規則第638条の4 | 車両系建設機械(解体用)で建造物の解体作業を行う下請事業者に対し、適切な作業計画を定めるよう指導しなかったもの   | R5. 11. 21送検 |